

宇検村がん患者アピアランスケア支援事業実施要綱

令和7年4月1日要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、がん患者が、治療(手術、放射線療法又は化学療法)に伴う脱毛や乳房切除による精神的負担を軽減するため使用するウィッグ等や乳房(胸部)補整具の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の経済的負担を軽減し、治療と就労等との両立など、がん患者の社会参加を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 がん患者アピアランスケア支援事業(以下「本事業」という。)の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 宇検村内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、がんの治療(薬物療法、放射線治療、手術等)を受けた者又は現在受けている者
- (3) 他の助成制度等により次条に規定する内容と同種の助成又は給付を受けていない者

(助成内容)

第3条 補助対象となるウィッグ等や乳房補整具は次とおりとし、購入費用には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。ただし、購入のために要する交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用及び付属品、ケア用品等については対象としない。

(1) ウィッグ等

がん治療に伴う脱毛に対応するために着用する医療用ウィッグ(全頭用)及び装着に必要な頭皮保護用のネット

(2) 乳房(胸部)補整具

手術による乳房の変化に対応するための補整下着・補整パッド・専用入浴着・人工乳房(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く)

2 補助回数は、補助対象者1人につき前条第1項の(1)、(2)の区分ごとに1回限りとし、ウィッグ等については1台限りとする。ただし、宇検村医療用ウィッグ購入助成事業においてウィッグ等購入費用の補助を既に受けている場合は、本事業においてウィッグ等購入費用の補助を受けることはできないものとする。

3 助成額は以下のとおりとする。

- (1) ウィッグ等 第1項に規定する購入費と、助成上限金額20,000円のいずれか少ない方の額とする。
- (2) 乳房(胸部)補整具 第1項に規定する購入費と、助成上限金額10,000円のいずれか少ない方の額とする。

(助成の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者又はその家族(以下「申請者」という。)は、宇検村がん患者アピアランスケア支援事業交付申請書兼請求書(別紙第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) がんの治療を受けていたこと又は現在受けていることを証明する書類(治療方針計画書、診療明細書等)
- (2) 補助対象物品を購入したことを証明する書類(品目や金額の記載のある領収書)
- (3) 助成金の振込みを希望する金融機関の通帳等のカナ名義及び口座番号が確認できるものの写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 申請期限は、対象となるウィッグ等や乳房補整具の購入日の属する年度内とする。ただし、申請者又は対象者に申請期限までに申請することができないやむを得ない事情がある場合は、購入した日から1年以内とする。

(助成金の交付決定又は却下通知)

第5条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付することが適当と認めるときは、宇検村がん患者アピアランスケア支援事業交付決定及び交付確定通知書(以下「決定通知」という。)(別紙第2号様式)により、交付することが不適当と認めるときは、宇検村がんアピアランスケア支援事業交付却下通知書(別紙第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、決定通知を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(取り消し及び返還)

第6条 村長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたものがあるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(宇検村がん患者ウィッグ購入費助成事業実施要綱の廃止)

2 宇検村がん患者ウィッグ購入費助成事業実施要綱(令和5年告示第10号)は、廃止する。